

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な 政府の財政支援について

(平成27年度概算要求分)

被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するために、NPO等が活用可能な政府の財政支援について取りまとめました。

平成26年9月30日現在

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

【目次】

○ 記載事項に関する注意	1
○ 分類別索引	2
○ 全体概要	3
○ 問合せ先	11
○ (参考)各事業の概要	15

記載事項に関する注意

- 1 記載内容は、現時点における平成27年度概算要求の内容を取りまとめたものであり、今後の予算編成過程において不採択や減額等、内容に変更が生じることがあります。
- 2 27年度要求額及び26年度予算額の単位は、「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額や要求額とは完全に一致しない場合があります。
- 3 「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
情報発信	被災者等へのさまざまな情報提供に関するもの
山林・漁村等保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全に関するもの
その他	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当しないもの

- 4 平成26年度については、すでに事業の募集を終了している事業が多くなっています。この資料は、平成27年度予算を要求している事業について掲載をしていますので、現在も募集をしているか否かは確認が必要となります。

分類別索引

生活支援

- (1)コミュニティ復興総合事業 4,12,16
- (2)地域コミュニティ活動を活用した被災者支援事業 4,12,17
- (3)県外自主避難者等への情報支援事業 4,12,18
- (7)復興支援員 5,12,23
- (11)学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 6,12,28
- (13)仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)) 6,13,30
- (14)地域福祉等推進等特別支援事業 6,13,31
- (15)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 7,13,34
- (16)放課後児童健全育成事業 7,13,36
- (19)農山漁村被災者受入円滑化支援事業 7,13,40

雇用支援・産業支援

- (7)復興支援員 5,12,23
- (12)震災等対応雇用支援事業 6,13,29
- (17)地域人づくり事業 7,13,37
- (18)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 7,13,38
- (27)水産多面的機能発揮対策 9,14,48
- (28)多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 9,14,50

医療・健康

- (8)緊急スクールカウンセラー等派遣事業 5,12,25
- (13)仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)) 6,13,30
- (15)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 7,13,34

情報発信

- (3)県外自主避難者等への情報支援事業 4,12,18
- (19)農山漁村被災者受入円滑化支援事業 7,13,40

教育・子育て

- (8)緊急スクールカウンセラー等派遣事業 5,12,25
- (9)復興教育支援事業 5,12,26
- (10)福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 5,12,27
- (11)学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 6,12,28
- (15)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 7,13,34
- (16)放課後児童健全育成事業 7,13,36
- (27)水産多面的機能発揮対策 9,14,48

山林・漁村等保全

- (21)森林環境保全直接支援事業 8,13,44
- (22)農業用水保全の森づくり事業 8,13,46
- (23)漁場保全の森づくり事業 8,14,46
- (24)絆の森整備事業 8,14,46
- (25)環境林整備事業 9,14,44
- (26)森林・山村多面的機能発揮対策 9,14,47
- (27)水産多面的機能発揮対策 9,14,48

まちづくり

- (2)地域コミュニティ活動を活用した被災者支援事業 4,12,17
- (7)復興支援員 5,12,23
- (14)地域福祉等推進特別支援事業 6,13,31
- (20)海岸防災林再生等復興支援事業 8,13,42
- (28)多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業 9,14,50

その他

- (4)「新しい東北」先導モデル事業 4,12,19
- (5)福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業 4,12,20
- (6)NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 5,12,22
- (29)地域生物多様性保全活動支援事業 10,14,51
- (30)地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 10,14,52

全体概要

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (1)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額(億円)		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(1)コミュニティ復興総合事業	復興庁	国・自治体と連携し、支援機関同士の連携促進等を担うコーディネート人材の配置を行う。また、自治体等が計画する地域活性化等の取組への参画促進により、被災者の生きがいを支援。	○生活支援	3.4	-	-	復興庁	【コーディネート人材の配置】被災者支援団体(NPO、県社協等) 【生きがいを支援】実施主体(県、市町村、NPO等)	12, 16
(2)地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	復興庁 (厚生労働省)	仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動の活性化・活用を図りつつ、相談支援や孤立防止のための見守りなど被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築する。	○まちづくり ○生活支援	25	-	平成27年度末まで	都道府県又は市町村	避難者の居住する自治体	12,17
(3)県外自主避難者等への情報支援事業	復興庁	福島県からの県外自主避難者等が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるようNPO等民間団体へ委託し、情報提供事業(避難元・避難先の情報提供、説明会の開催等)及び相談支援事業(相談対応、生活状況・ニーズ等の把握等)を実施。	○生活支援 ○情報発信	1.0	1.0	-	事業管理者(民間調査会社を想定)	全国8カ所(北海道、東北、信越、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の各ブロック)から選定したNPO等	12, 18
(4)「新しい東北」先導モデル事業	復興庁	「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する先導的な取組を幅広く支援。 【平成26年度「新しい東北」先導モデル事業の場合】 以下の2区分において提案を募集。 ① 横断的課題支援事業 ② プロジェクト事業	○その他	8	15	-	復興庁	【平成26年度「新しい東北」先導モデル事業の場合】復興に取り組む法人・団体であれば、以下の2点の他、特段の制限はありません。 ・企業単独、地方公共団体単独での応募はできません。 ・②プロジェクト事業は、提案団体に被災地の法人・団体を含める必要があります。	12, 19
(5)福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	復興庁	東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を行う。	○その他	58	80	-	市町村	原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)	12, 20

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (2)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額(億円)		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(6)NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁 (内閣府)	NPO法人等が主体となった東日本大震災の被災地の復興や被災者支援を推進するため、岩手県、宮城県、福島県に対して交付金を交付し、NPO法人等の基礎的能力強化のための取組や、NPO法人等の運営力強化に資する先駆的な取組に対する支援を行う。	○その他	2.5	2.5	-	岩手県、宮城県、福島県	岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外において3県から避難されている被災者の支援を行うNPO等	12, 22
(7)復興支援員	総務省	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。 総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。	○まちづくり ○雇用支援・産業支援 ○生活支援	震災復興特別交付税により措置	震災復興特別交付税により措置	-	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・227市町村)	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・227市町村)	12, 23
(8)緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁 (文部科学省)	地方自治体・国立大学法人・民間団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。	○医療・健康相談 ○教育・子育て	37	37	平成27年度末まで	復興庁	被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域	12, 25
(9)復興教育支援事業	復興庁 (文部科学省)	被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。	○教育・子育て	0.5	0.5	平成27年度末まで	復興庁	岩手県、宮城県、福島県	12, 26
(10)福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	復興庁 (文部科学省)	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。	○教育・子育て	3	3	-	福島県	福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)	12, 27

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (3)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額(億円)		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(11)学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	復興庁 (文部科学省)	被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる学びの場づくりを推進し、地域住民の学習・交流の促進、子供たちの学びの環境の改善等を図ることを通じて、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。	○生活支援 ○教育・子育て	11	12	-	県又は市町村	被災地 岩手県、宮城県、福島県内を中心とする地域コミュニティの再生が必要な自治体	12, 28
(12)震災等対応雇用支援事業	復興庁 (厚生労働省)	都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託により、被災された方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。「震災等対応雇用支援事業」の基金の積み増し、実施期間の延長)	○雇用支援・産業支援	194	-	平成28年度末まで。 ただし、平成27年度中の事業開始が必要	県又は市町村	実施可能地域は、岩手県、宮城県、福島県の災害救助法適用地域(ただし、岩手県及び宮城県については沿岸部に限る) 対象者:被災求職者	13, 29
(13)仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業))	復興庁 (厚生労働省)	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。	○医療・健康相談 ○生活支援	18	15	平成27年度末まで	県又は市町村	被災地 対象者:被災した高齢者等のうち、援護を要する者	13, 30
(14)地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。	○まちづくり ○生活支援	218 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金]の内数)	150 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金]の内数)	平成27年度末まで	都道府県又は市町村	全国	13, 31

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（4）

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額(億円)		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(15)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	厚生労働省	様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。 (1)子ども健やか訪問事業 (2)仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業 (3)親を亡くした子ども等への相談・援助事業 (4)遊具の設置や子育てイベントの開催 (5)児童福祉施設等給食安心対策事業 (6)保育料等減免事業	○医療・健康相談 ○生活支援 ○教育・子育て	40	40	-	都道府県又は市町村 各事業毎に異なる	都道府県又は市町村 各事業毎に異なる	13, 34
(16)放課後児童健全育成事業	厚生労働省	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。	○生活支援 ○教育・子育て	307	307	-	市町村	全国	13, 36
(17)地域人づくり事業	厚生労働省	女性の活躍推進、若者等無業者の就業促進、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図るとともに、賃金引上げ、非正規雇用労働者の正社員化等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた創意工夫による多様な「人づくり」を支援するための事業を実施する。	○雇用支援・産業支援	-	-	平成27年度末まで。 ただし、平成26年度中の事業開始が必要	県または市町村	全国	13, 37
(18)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁 (農林水産省)	被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の取組を支援。	○雇用支援・産業支援	1.9	2.2	-	地域耕作放棄地対策協議会	被災農家又は農業者等の組織する団体等	13, 38
(19)農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁 (農林水産省)	東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、移転を希望する被災農家等と受入れ可能地域とのきめ細やかなマッチング等の支援。	○生活支援 ○情報発信	0.2	0.2	平成28年度末まで	農林水産省	被災農家等	13, 40

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (5)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額(億円)		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(20)海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁 (農林水産省)	東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしており、こうした仕組みづくりを支援。	○まちづくり	0.8	0.8	平成29年度 末まで	林野庁	民間団体	13, 42
(21)森林環境保全直接支援事業	農林水産省	集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林等を支援。	○山林・漁村等保全	429	257	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	13, 44
(22)農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する(ただし、林道の整備を除く)。	○山林・漁村等保全				都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	13, 46
(23)漁場保全の森づくり事業	農林水産省	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する(ただし、林道の整備、保安施設事業を除く)。	○山林・漁村等保全	1,335の内 数	1,122の内 数	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	14, 46
(24)絆の森整備事業	農林水産省	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する(ただし林道の整備を除く)。	○山林・漁村等保全				都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	14, 46

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (6)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額（億円）		事業の実施期間	NPO等による申請先	本事業の対象地域、対象者等	問合せ先及び概要資料掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(25)環境林整備事業	農林水産省	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する(ただし、林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く)。	○山林・漁村等保全	39	27	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	14, 44
(26)森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域住民が中心となった民間協働組織が実施する、地域の森林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国が支援。	○山林・漁村等保全	30	30	平成28年度末まで	都道府県ごとに設置される地域協議会	森林所有者、地域住民、自治会等で組織する活動組織	14, 47
(27)水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者・住民・NPO等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。	○雇用支援・産業支援 ○教育・子育て ○山林・漁村等保全	35の内数	35の内数	平成27年度末まで	都道府県に設置される地域協議会	漁業者、住民、NPO等で組織する活動組織	14, 48
(28)多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	国土交通省	地方中小都市を中心とした地方部の地域活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発、移住の促進等の地域づくり活動を生み育てるための多様な主体が連携した支援体制の構築を支援する。	○まちづくり ○雇用支援・産業支援	0.5	0.3	-	国土交通省	NPO、民間企業、地域金融機関等から構成される中間支援体制	14, 50

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (7)

事業名	担当省庁名	概要	分類	予算額(億円)		事業の 実施期間	NPO等 による 申請先	本事業の対象地域、 対象者等	問合せ先及び 概要資料 掲載ページ
				27要求額	26予算額				
(29)生物多様性 保全推進 支援事業	環境省	地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	○その他	0.75	1.3	-	環境省の各地方環境事務所	地方公共団体の他、地域住民土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される協議会	14, 51
(30)地域活性化 に向けた 協働取組の 加速化事業	環境省	平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されたことを受け、協働取組の充実が必要とされている。一方、「経済財政運営と改革の基本方針」(H25.6.14閣議決定)において、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されている。このため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結び付ける。	○その他	0.8	0.8	-	環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室 または 環境省各地方環境事務所	自治体、企業、地域住民等と協働取組を行うNGO・NPO等	14, 52

問合せ先

問合せ先一覧(1)

この資料に関する全般的な質問については、復興庁ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)までお尋ねください。
「NPO等による相談・申請の際の問合せ先」については、27年度予算額が決まってから記入します。

事業名	担当府省名	担当府省の部署名	連絡先 (電話番号)	NPO等による相談・申請の際の問合せ先
(1)コミュニティ復興総合事業	復興庁	被災者支援班	03-5545-7481	
(2)地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	復興庁 (厚生労働省)	予算会計班 (社会・援護局地域福祉課)	03-5545-7370 (03-5253-1111 (内2859))	
(3)県外自主避難者等への情報支援事業	復興庁	ボランティア・公益的民間連携班	03-5545-7480	
(4)「新しい東北」先導モデル事業	復興庁	総合政策班	03-5545-7232	
(5)福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	復興庁	原子力災害復興班	03-5545-7334	
(6)NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁 (内閣府)	予算会計班 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当))	03-5545-7370 (03-5253-2111 (内32379))	
(7)復興支援員	総務省	地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5394	
(8)緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁 (文部科学省)	予算会計班 (初等中等教育局児童生徒課)	03-5545-7370 (03-6734-3299)	
(9)復興教育支援事業	復興庁 (文部科学省)	予算会計班 (初等中等教育局教育課程課)	03-5545-7370 (03-6734-2425)	
(10)福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	復興庁 (文部科学省)	予算会計班 (スポーツ・青少年局青少年課)	03-5545-7370 (03-6734-2056)	
(11)学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	復興庁 (文部科学省)	予算会計班 (生涯学習政策局社会教育課)	03-5545-7370 (03-5253-4111 (内3286))	

問合せ先一覧(2)

事業名	担当府省名	担当府省の部署名	連絡先 (電話番号)	NPO等による相談・申請の際の問合せ先
(12)震災等対応雇用支援事業	復興庁 (厚生労働省)	予算会計班 (職業安定局地域雇用対策室)	03-5545-7370 (03-3593-2580)	
(13)仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業))	復興庁 (厚生労働省)	予算会計班 (老健局振興課)	03-5545-7370 (03-3595-2889)	
(14)地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111 (内2859)	
(15)被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	03-5253-1111 (内7830/7824)	
(16)放課後児童健全育成事業	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課	03-5253-1111 (内7909)	
(17)地域人づくり事業	厚生労働省	職業安定局地域雇用対策室	03-5253-1111 (内5794)	
(18)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁 (農林水産省)	予算会計班 (農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室)	03-5545-7370 (03-6744-2442)	
(19)農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁 (農林水産省)	予算会計班 (農村振興局中山間地域振興課)	03-5545-7370 (03-6744-2498)	
(20)海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁 (農林水産省)	予算会計班 (林野庁 森林利用課)	03-5545-7370 (03-3502-8243)	
(21)森林環境保全直接支援事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065	
(22)農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065	

問合せ先一覧(3)

事業名	担当府省名	担当府省の部署名	連絡先 (電話番号)	NPO等による相談・申請の際の問合せ先
(23)漁場保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065	
(24)絆の森整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065	
(25)環境林整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065	
(26)森林・山村多面的機能発揮対策	農林水産省	林野庁森林利用課	03-3502-0048	
(27)水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産庁計画課	03-3501-3082	
(28)多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404	
(29)生物多様性保全推進支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-9108	
(30)地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	環境省	総合環境政策局環境経済課民間活動支援室	03-3406-5181	

(参考)各事業の概要

コミュニティ復興総合事業（復興庁被災者支援班）

27年度概算要求額 3.4億円【復興】
（新規）

事業概要・目的

目的

被災者の避難生活の長期化や、災害公営住宅への入居等の本格化により被災者の居住地の分散化が見込まれる中、見守り等の被災者支援の充実を図るため、多様な活動主体が関わる支援活動の総合調整機能の強化を図るとともに、被災者の生きがいを支援。

併せて、関係府省の施策とも連携しつつ、地域における自立的な見守り体制の構築を促進していく。

概要

国・自治体と連携し、支援機関同士の連携促進等を担うコーディネーター人材の配置を行う。

また、自治体等が計画する地域活性化等の取組への参画促進により、被災者の生きがいを支援。

事業イメージ・具体例

被災者支援活動のコーディネーター 1.7億円

コーディネーター人材が、国・自治体と連携の下、以下の業務を通じて、総合調整機能を担い、効果的な支援体制の構築を図る。

見守り等の被災者支援に関わる多様な活動主体（相談員、復興支援員、NPO、ボランティア、自治会等）の連携促進や、活用可能な社会資源の掘り起こし等

支援活動に係る人材確保業務の支援

NPO等の活動環境の整備

企業CSR活動と自治体との連携促進

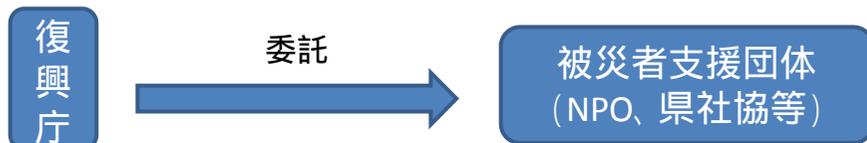
「心の復興」事業における市町村と協力機関の連携促進

被災者の「心の復興」 1.7億円

実施主体（県、市町村、NPO等）が策定するプランに基づく、被災者の生きがいに資する地域活性化等の取組（農業、水産業、伝統文化の継承活動、ものづくり、世代間交流等）の実施を支援する。

資金の流れ

被災者支援活動のコーディネーター



被災者の「心の復興」

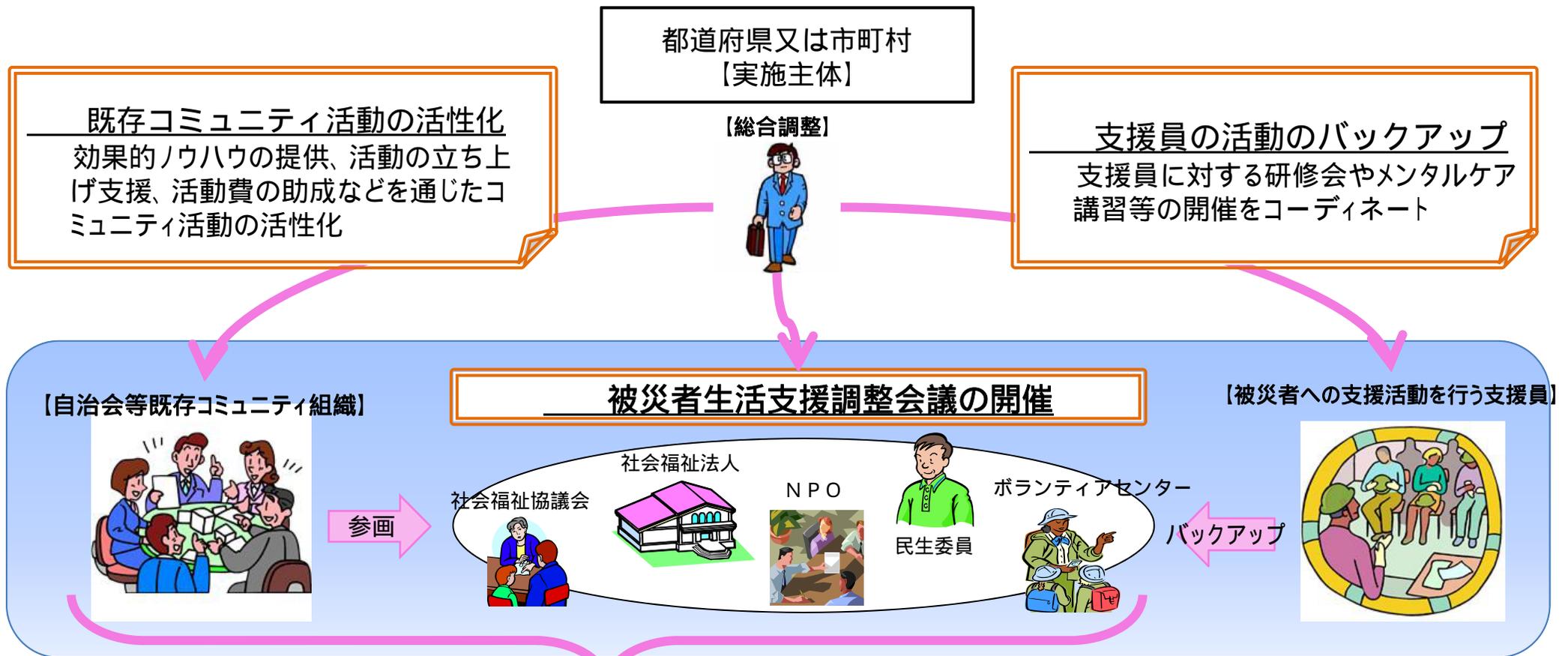


期待される効果

総合調整機能の充実による効果的な支援体制の整備や、地域活性化等の取組への被災者の参画促進により、被災者の心身のケアを行うことにより、高齢者を含む住民の健康管理・生活支援の充実が図られる。

また、各地域において、自治会、ボランティア、NPO等と連携した見守り活動が進められる中で、共助の進展により、自立的な見守り体制の構築が促進される。

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業



被災者に対する日常生活支援の実施

既存コミュニティ組織の参画を得つつ、関係団体による役割分担の下、被災者に対する見守りや孤立防止のための住民同士の交流、日常生活上の相談支援等の必要な支援を実施。

被災地等における地域コミュニティ活動の活性化を図りつつ、それらを活用し、効率的かつ効果的な被災者への日常生活支援体制を構築。

県外自主避難者等への情報支援事業（復興庁 ボランティア・公益的民間連携班）

27年度概算要求額 1.0億円【復興枠】

（26年度予算額 1.0億円）

事業概要・目的・必要性

○事業の目的

現在、県外自主避難者については、避難元への帰還又は避難先での継続的な生活を判断するための十分な情報が提供されているとは言い難い状況にある。

本事業は、県外自主避難者等に対し、的確かつ丁寧に情報を提供するとともに、避難先で活用いただける相談体制を確保することにより、避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるよう、避難者自らの帰還・移住の決断に寄与することを目的とする。

○事業の概要

(1) 情報支援事業の実施

県外自主避難者等の支援活動に積極的に取り組むことができる者（NPO等を想定）に委託し、情報提供事業及び相談支援事業を行う。

(2) 情報支援事業の管理・運営

上記(1)の円滑な実施を図るため、事業の管理・運営に知見を有する者（民間調査会社を想定）に委託し、進捗管理・連絡調整、連絡会議の開催、全国シンポジウムの開催、総括報告書の作成等を行う。

○事業の必要性・緊急性

子ども被災者支援法第3条において、国は被災者生活支援等施策を総合的に策定し実施する責務を有し、また、同法第12条においては、国は被災者に対し必要な情報を提供する体制整備に努めることが規定されている。

また、昨今、県外自主避難者等の支援活動を行うNPO等の支援団体から、活動に対する支援要請の声が寄せられている。

本事業は、これらを受け、支援法に基づく基本方針の施策の1つとして実施することとしている事業であり、避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行するために国が同法に基づき実施する必須かつ喫緊の事業である。

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月）

Ⅲ（被災者生活支援等施策に関する基本的な事項）

3（被災者への支援）

(14)（その他）

- ・福島県外への避難者に対し、避難元・避難先に関する情報提供、避難者からの相談対応等を行う事業を民間団体を活用し新たに実施。

事業イメージ・具体例

◇情報支援事業の管理・運営

- ア 受託事業者（全国8ヶ所）の選定
（北海道、東北、関東、信越、中部、近畿、中国・四国、九州の各ブロックからの選定を想定）
- イ 事業の運営支援・進捗管理・連絡調整
- ウ 受託事業者連絡会議の開催
- エ 全国シンポジウムの開催
- オ 総括報告書の作成

管理・運営

◇情報支援事業の実施

情報提供事業

避難者支援情報の収集・発信、説明会・交流会の開催等

- ・避難元及び避難先における避難者支援情報の提供
- ・支援情報説明会及び交流会（避難者相互の情報共有の場）の開催 等

相談支援事業

避難者への相談対応・専門機関等への橋渡し、相談対応を通じた実態把握等

- ・困り事等に関する相談対応、行政機関（国、都道府県及び市町村）、専門機関（介護、医療、法律等）、パーソナルサポート団体等への橋渡し
- ・相談対応を通じた避難者の生活状況、ニーズ等の把握 等

期待される効果

- ・県外自主避難者等への情報提供や、相談体制の確保により、避難者自らの帰還・移住の決断に寄与し、復興の加速化が図られる。
- ・支援活動に関する実績、データ、ノウハウ等について、全国シンポジウムの開催、総括報告書の公表によって全国の支援団体等に展開することにより、全国の県外自主避難者等に対しても同等の効果が得られる。

資金の流れ

復興庁
（実施
主体）

調査費

事業管理者
（民間調査会
社を想定）

受託事業者
（事務所等拠点を有し、避難者支
援活動に積極的なNPO等を想
定）

「新しい東北」先導モデル事業（復興庁総合政策班）

27年度概算要求額 **8.3億円【復興枠】**

（26年度予算額 14.8億円）

事業概要・目的・必要性

「新しい東北」の実現に向け、被災地で**既に芽生えている先進事例**を育て、横展開を進め、東北、ひいては**日本のモデルとしていく**ため、被災地の住民や団体の発意により、「新しい東北」に資する**先導的な幅広い取組を公募し、支援**。

プロジェクトの**立ち上がり段階における**、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成など、ソフト分野を中心に、様々な取組を包括的に支援。

広域的な取組は10事業程度（1件当たり3,000万円程度）、その他の取組は50事業程度（1件あたり1,000万円程度）、支援することを想定。

事業イメージ・具体例

「新しい東北」に資する先導的な取組提案

（取組例）

- ・工夫された遊び場等の確保、プレイリーダー養成
- ・次世代地域包括ケアシステム、医療福祉情報ネットワーク
- ・復興まちづくりにあわせた新しいエネルギー実証実験
- ・ICTを活用した官民連携・危機対応プラットフォーム
- ・地域連携価値共創ビジネスの推進等

<被災地>

復興に取り組む法人・団体
（企業単独、地方公共団体単独での提案は不可）

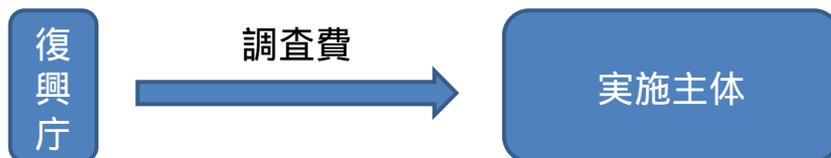
復興庁

復興推進委員等の意見を踏まえ、**対象プロジェクトを評価・選定**

選定したプロジェクトについては、**立ち上がり段階における様々な取組を包括的に支援**

・専門家派遣、実証事業、関係者の合意形成等の取組支援

資金の流れ



期待される効果

「新しい東北」の実現に向けた被災地の主体的な復興の取組を推進し、復興を加速化。

我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」の形成を促進。

地域の希望復活応援事業

(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費) (復興庁原子力災害復興班)

平成27年度概算要求額 58.3億円【復興】

(26年度予算額 79.7億円)

事業概要・目的

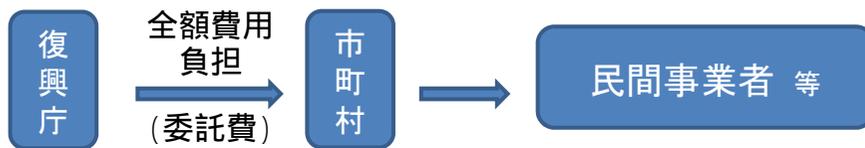
- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。

(参考) 「福島復興再生基本方針」(抄)

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

・ 原子力被災12市町村

(田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、檜葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、飯館村)

避難指示区域の概念図



(2) 実施事業の例

① 避難解除区域への帰還加速のための取組

- ★ 生活関連サービスの支援
生活関連サービス(コンビニ、ガソリンスタンド等)の立ち上げ支援(店舗の清掃、点検等)、交通支援 等
- ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、自治会活動への支援 等

② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

- ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
- ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

原災避難区域等帰還・再生加速事業 H27概算要求額58.3億円 (H26予算額79.7億円)

事業概要・目的

原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村（※）における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。（※）田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

主な事業例（国が全額支援）

①避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・タブレット端末を利用した情報提供

市町村が配布したタブレット端末を活用し、各地に避難している住民に対して避難生活等に必要な情報をリアルタイムで配信。



・市外避難者への情報提供

市外避難者と南相馬市とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を「南相馬チャンネル」として放送・配信。

など

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・旧警戒区域内の農地保全管理

既存補助事業の対象とならない農地における除草やがれきの除去等の実施。



・町道等の維持管理

住民が安全に一時帰宅できるように、町道等の路肩除草、側溝のごみ処理等を実施。

・防犯パトロール

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。

★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行



自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。

など

NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業

平成27年度予算要求案：2.5億円（継続）【復興庁一括計上予算】

背景

東日本大震災の被災地等においては、NPO等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、被災地における復興の取組において被災者ニーズが多様化する中、更なる活躍が期待される場所であるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするNPO等が多い。

被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立的かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1)復興支援基盤強化事業

中間支援組織等を通じ、個別のNPO等の復興支援に必要な経営能力の向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

資金獲得、NPO会計基準、認定NPO取得、ICT活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施

協働の取組促進のためのNPOと民間企業、他団体等との交流等

（注）対象者：NPO法人に属する者もしくは当該事業に参加後1年以内にNPO法人の設立申請を行う団体に属する者（NPO以外の自治会・町内会等の地縁組織等にあつてはこの限りでない）であつて、かつ被災地の復興に資する活動を行うNPO法人等に属する者。

設立間もないNPO等や経営基盤の脆弱なNPO等の復興支援に必要な経営能力の向上

(2)復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（3県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、NPO等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

支援活動の実践を通じたNPO等の人材育成（例：被災者の健康・生活支援、避難者の就業支援、まちづくり等の専門家の養成）

支援活動を行うNPO等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的NPO等の育成

行政では手が回らない復興支援を行うために必要な運営力を有するNPO等の育成

自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体:被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等:被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間:概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(2011年度～)
 - ⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネジメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

参考:地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

団体名	人数	活動内容等
岩手県(県事業)	34名	宮古市、久慈市、陸前高田市、大船渡市、葛巻町、軽米町、住田町、山田町、岩泉町、洋野町、大槌町、田野畑村、野田村、九戸村において観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	14名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
宮城県(県事業)	68名	石巻市、東松島市、仙台市、南三陸町、女川町において地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県気仙沼市	19名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	2名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	5名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県(県事業)	5名	相馬市、新地町において被災者の生活支援等に従事。
福島県田村市	9名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県双葉町	6名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	15名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	1名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

**13団体(3県、10市町)において
計181名が活動
(平成25年度特別交付税基礎調査)**

復興支援員 ～取組事例等～

復興支援員数(特交ベース)

平成25年度 181名(3県10市町) 平成24年度 78名(2県5市町)

取組事例

宮城県(県事業)

概要

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成。住民主体の復興活動による地域創生を目指す。

県が市町村と連携して設置(民間事業者等に委託)。平成25年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町に設置。

活動内容

住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。

【例】南三陸町での活動予定

「住民参加による観光のまちづくり」

- ・語り部ツアー
- ・被災地視察受入
- ・商店街活性化イベント
- ・地域振興イベント
- ・まちの歴史と震災の記録整備

観光のまち再生



しろうおまつり(宮城県南三陸町)



福興市(宮城県南三陸町)

宮城県東松島市(市事業)

概要

東松島市復興まちづくり計画に基づき、復興まちづくりに関する学びや集いの場づくり、まちづくり整備協議会の支援、地域コミュニティ活性化に向けた活動支援を実施。

活動内容

- ・防災集団移転や災害公営住宅の状況等の情報収集を実施し、地域住民と情報を共有。
- ・住民交流のため、仮設住宅でのお茶会の運営支援や親子ふれ合い広場の実施をサポート。
- ・幅広い世代の復興まちづくりへの参加を促すため、子育てサロンを開催するとともに、「ぼくとわたしの復興計画」事業など世代間の交流を通じたコミュニティの活性化を図る。



地域コミュニティ活動の様子

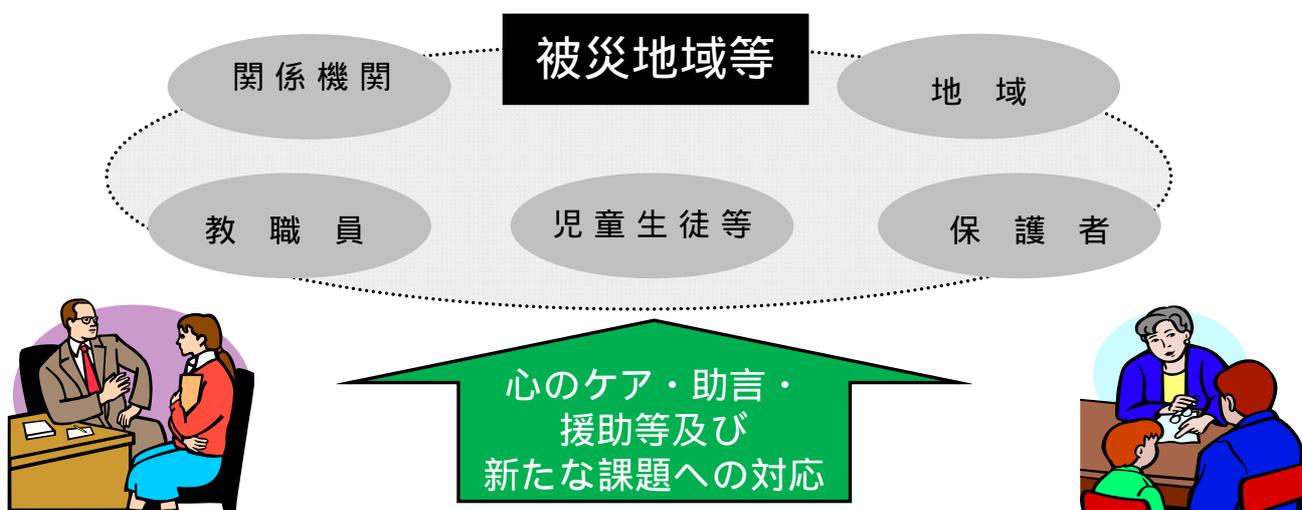


地域コミュニティ活動の様子

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成27年度概算要求額 37億円(前年度予算額 37億円)
【東日本大震災復興特別会計】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行う。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子供への支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

復興教育支援事業

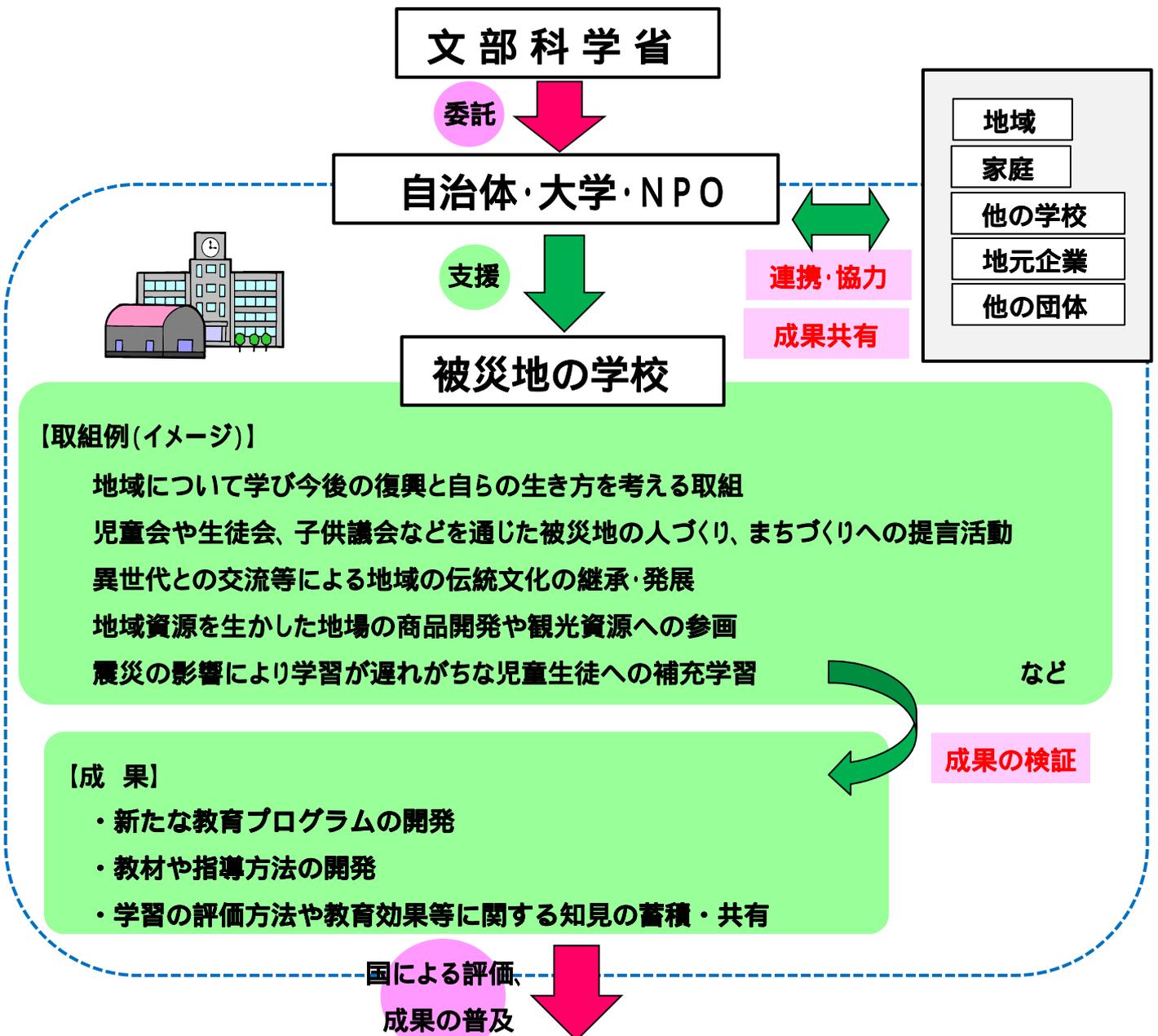
平成27年度要求額 45百万円 [平成26年度予算額 50百万円]
 うち復興特別会計計上分 45百万円 [うち復興特別会計計上分 50百万円]

復興教育

東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望をもって、
 未来に向かって前進していけるようにするための教育。

事業概要

被災地では、自治体のみならず、大学・NPO等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このことを踏まえ、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。



先進的な取組・優れた実践の共有・全国化の推進

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

前年度予算額 : 324,468千円
 27年度概算要求額 : 324,468千円
 (うち東日本大震災復興特別会計 : 324,468千円)

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

事業内容

- (1) 対象者 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)
- (2) 実施主体 福島県(教育委員会)
- (3) 対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
- (4) 補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

子ども・被災者生活支援法

第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)
自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策(中略)
 その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律
 (平成24年6月27日法律第48号)

子ども・被災者生活支援法基本方針

(5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

(主な具体的取組)
 ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。**今後、学校等が実施する自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか新たに福島県外についても支援**を検討。

(平成25年10月11日)
 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

子供に対する支援の強化

(主な課題(抜粋))
 運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。心身のケアが必要となっている子どもを支える。

(主要な対応する施策)
 ・(中略)「**福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業**」を平成26年度から実施。

(平成25年12月13日)
 被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

福島県からの要望

4.(2) 子どもたちの体験活動・交流活動に対する財源確保

子どもたちの豊かな人間性や力強く生き抜く力を育むため、県内外における**体験活動**や、郷土のよさを県内外に発信する**交流活動の推進のための財源を確保すること**。

(平成26年6月11日)
 「復興加速に向けた提案・要望」

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

地域コミュニティ

【東日本大震災復興特別会計】

(前年度予算額 1,200百万円)

平成27年度要求額 1,127百万円

< 学習活動の例 >

放課後や週末等の児童・生徒の学習支援

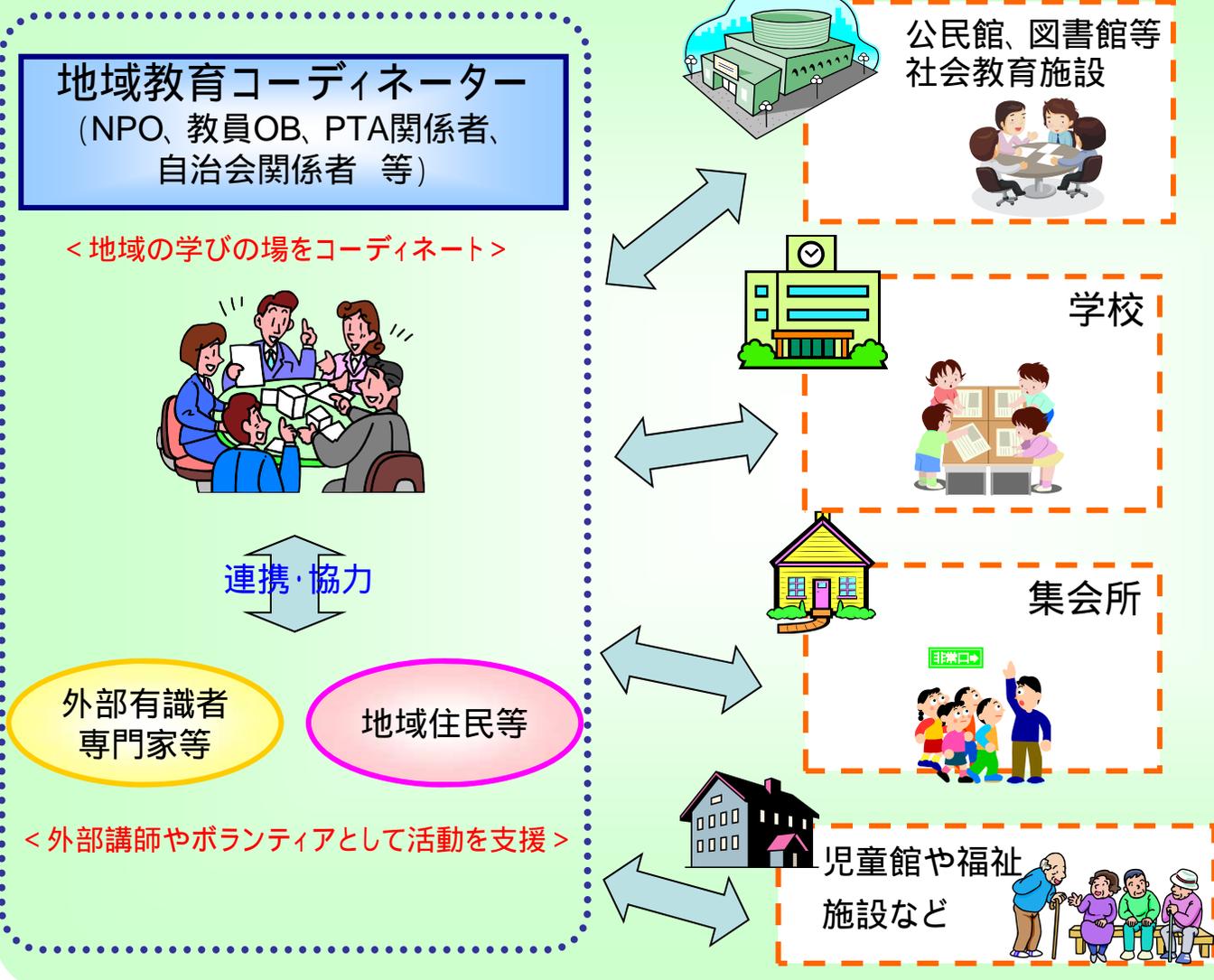
地域課題に係る学習会の実施

- ・地域ぐるみの防災教育
- ・震災後の心身の健康
- ・放射線と健康管理
- ・土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
- ・家庭教育や子育てに関すること
- ・世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止

スポーツ・レクリエーション活動の支援

ICTを効果的に活用した学習支援

などの取組を実施



学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (震災等対応雇用支援事業)の実施期間の延長等

平成27年度要求額
194億円

趣 旨

東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。

被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等対応雇用支援事業について、基金の積み増し・実施期間を延長を行い、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

事業規模

平成23年度1次補正	500億円
平成23年度3次補正	2,000億円
平成24年度補正予算	500億円
平成27年度要求額	194億円

震災等対応雇用支援事業の概要

要求の概要

基金の積み増し額: 194億円

事業実施期間の延長: 平成26年度末までに事業開始(平成27年度末まで)
→ 平成27年度末までに事業開始(平成28年度末まで)

実施地域: 被災3県(岩手、宮城、福島)の災害救助法適用地域(岩手・宮城は沿岸部)

対象者: 被災求職者(被災3県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

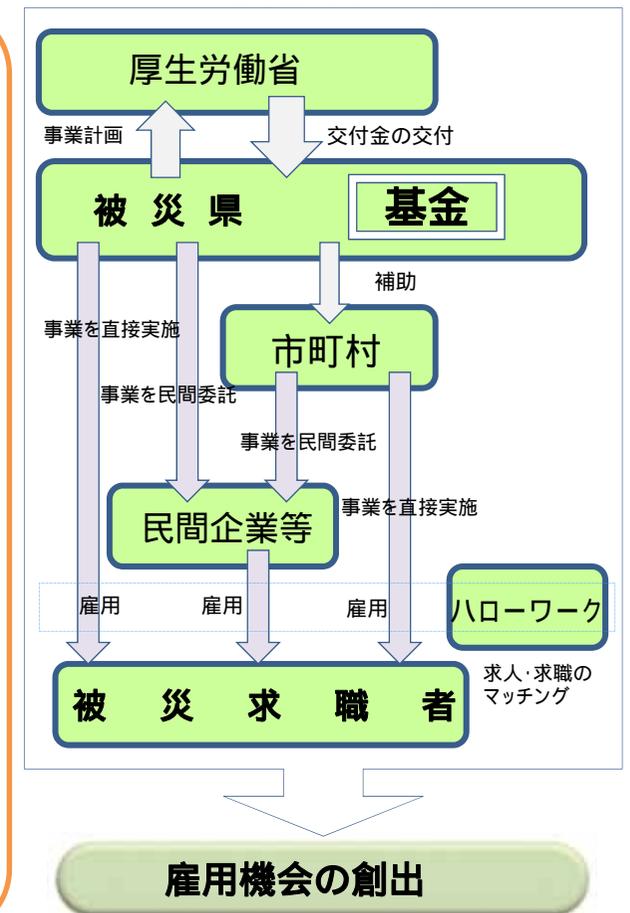
事業概要

都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

実施要件

事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

事業スキーム



地域支え合い体制づくり事業 (被災者生活支援等)

平成27年度要求額 18億円

平成23年度1次補正予算額 70億円
 平成23年度3次補正予算額 90億円
 平成25年度当初予算額 23億円
 平成26年度当初予算額 15億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正並びに25年度及び26年度当初予算で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、生活支援等)の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

積増先 : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業)

積増地域 : 宮城県(岩手県、福島県は基金の残余额で対応)

26年度限りの基金を27年度まで延長

事業内容

仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

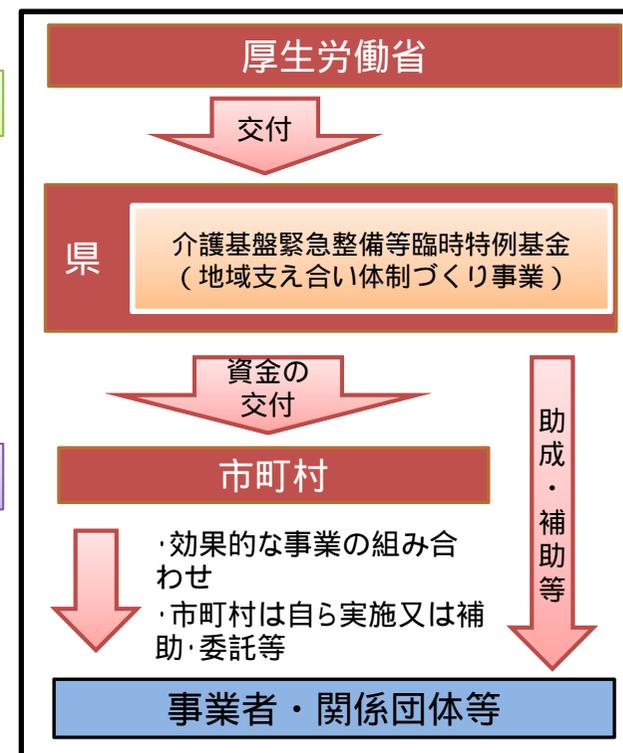
(取組例)総合相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援など

仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援等

仮設住宅等(民間賃貸住宅や在宅等を含む。)の要介護者・障害者(児)等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

(取組例)ケアマネージャー、MSW、PTなどにより構成された相談支援専門職チームの訪問による、高齢者等のニーズ把握、生活課題に関する関係機関へのつなぎ、地域のボランティアに対する助言など

<参考> 事業実施までの流れ



地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

218億円の内数

本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り組むことに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的とする。

○ 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業を実施するものとする。

ア 実施主体

- ・ 都道府県、指定都市、市区町村（委託可）
- ・ 都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）
- ・ 国が公募したものについては採択された法人

イ 補助率

- ・ 国 1 / 2、都道府県（指定都市、市区町村） 1 / 2
- ・ 国が公募したものについては 10 / 10

(参考)

<イメージ例>

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・ 企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・ 孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み

地域福祉等推進特別支援事業

事業内容は、地域福祉推進のために先駆的・試行的事業を実施するものとして、下記に掲げる事業を複数実施することが要件。

ア 抜け漏れのない実態把握事業

【事業例】

事業の対象者

- ・社会的な孤立者及び予備軍の所在及びニーズの把握
(高齢者、障害者、家族介護者、ひきこもり、DV等)

把握方法

- ・行政が保有する住所、公的サービスの利用状況等の情報の活用
- ・全世帯向けニーズ調査の実施(郵送と訪問の組み合わせ)
- ・日常生活圏域ニーズ調査(介護保険事業計画)等の既存調査の利活用
- ・近隣住民同士の「支え合いマップ」の作成等により地域の実情に応じて選択・実施。

イ 生活課題検討・調整事業

【事業例】

- ・支援者間の具体的支援方針を決定するためのケース会議の開催
- ・支援困難事例における個別支援計画の策定

ウ 抜け漏れのない支援実施事業

【事業例】

- ・居場所づくり(サロン、ピアカウンセリング等)
- ・生活支援(配食、買い物、電球交換等の些細な困り事への支援等)
- ・移動支援(通院付き添い等)等

エ 地域支援活性化事業

【事業例】

地域福祉のコーディネーターの配置(中学校区程度に1人配置を想定)
(想定される役割)

- ・地域の社会資源の把握
 - ・相談支援(地域住民からの相談又は小地域の支援の担い手等を通じた相談を受けた制度・サービス利用等へのつなぎ、小地域の支援の担い手等との連携による支援の実施)
 - ・実態把握・支援の協働体制(ネットワーク)の構築(小地域ネットワーク会議等の開催、支援困難者等に係る個別支援会議の開催)
 - ・小地域の支援の担い手や地域の支援団体等の活動支援
 - ・地域住民への働きかけ(地域における新たな支援の構築)等
- 小地域の支援の担い手(自治会、民生委員、福祉推進(委)員、ライフライ

ン事業者、民間事業者等による活動)との連携
(想定される役割)

- ・地域住民の生活課題把握(気づき)・支援(声かけ)
- ・地域福祉のコーディネーターとの連携 等

オ 住民参加型まちづくり普及啓発事業

【事業例】

- ・住民参加を促すイベント(講演会等)の実施(互助意識の醸成)
- ・先進的な取組み視察等住民自身による研究事業
- ・支援者(見守り推進員等)養成のための研修事業 等

カ 熱中症の予防に資する事業

キ 災害時要援護者の支援に関する事業

ク その他地域福祉活動を推進する事業

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金）

27年度概算要求額：40億円

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」()での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として平成26年度より再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【継続(一部の帰還者について対象に追加)】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭や長期の避難生活から自宅等に帰還した後に支援が必要な家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【継続】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続】

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続】

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等減免事業【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	対象者
【継続(一部の帰還者について対象に追加)】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭や長期の避難生活から自宅等に帰還した後に支援が必要な家庭等、特に負担が大きいと考えられる子育て家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	避難生活をしている被災児童のいる家庭、長期の避難生活から自宅等へ帰還した家庭等
【継続】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士と一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)、仮設住宅設置県内の指定都市、中核市及び市町村	仮設住宅に居住する被災児童等
【継続】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大規模遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体等が実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	被災児童及びその家族
【継続】 児童福祉施設等給食安心対策事業	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)、郡山市、いわき市、福島県内の市町村(郡山市及びいわき市を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 保育料等減免事業	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市、市町村(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	被災者

※補助率はいずれの事業も定額

※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

放課後児童健全育成事業費等

～ 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定 ～

30,718百万円 → 30,687百万円

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの拡充や、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備等について、予算編成過程で検討する。

※ 一般会計（子ども・子育て支援対策推進事業費補助金で新規要求）で実施する放課後児童指導員資質向上事業を除き、各事業について、消費増税に伴う社会保障の充実対象経費と整理し、平成26年度予算と同額を要求。（本来的な消費増税に伴う社会保障の充実の対象経費は、放課後児童健全育成事業及び障害児受入推進事業）

<参考（平成26年度予算箇所数）>

- 放課後児童健全育成事業 27,750か所
- 放課後子ども環境整備事業
 - ・改修費114か所
 - ・設備費530か所
- 障害児受入推進事業 8,682か所

1. 予算額等の推移

(単位：百万円)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
予算額	27,683	28,478	29,290	30,718	30,687
か所数					
予算	25,591	26,310	27,029	27,750	27,750
実績	18,507	18,991	19,529	—	—

2. 事業内容

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2) 放課後子ども環境整備事業

小学校の余裕教室など既存の施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等や、既存のクラブにおいて障害児を受け入れるために必要な改修等を実施する。

(3) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業等）

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置など、クラブの円滑な運営を支援する。

3. 沿革

昭和51年度 都市児童健全育成事業の創設
 平成3年度 都市児童健全育成事業のメニュー事業として実施していた「児童育成クラブ」を放課後児童対策事業へ組替
 平成10年度 児童福祉法の改正（平成10年4月1日施行）により、放課後児童健全育成事業として位置づけられる。

4. 補助根拠

予算補助

5. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

6. 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 国1/3、指定都市・中核市2/3

7. 単価（1クラブ当たり基準額）

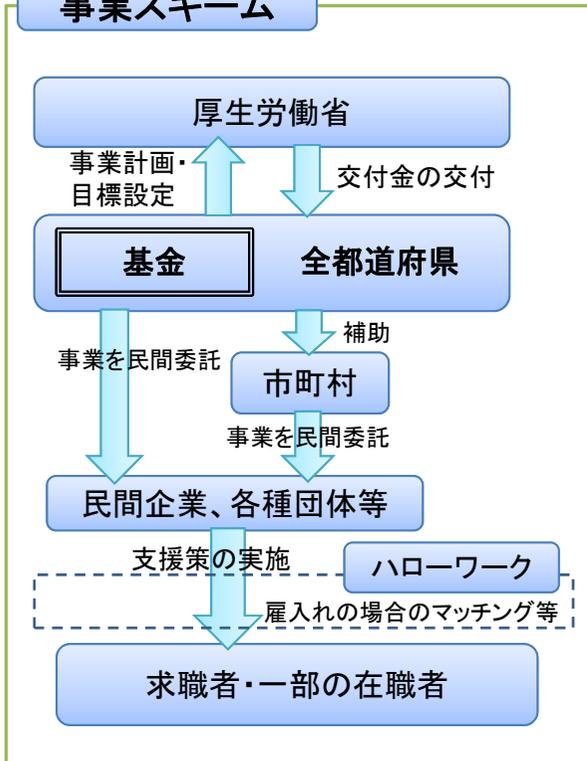
- ・放課後児童健全育成事業 342.7万円（開設日数250日以上、児童数36～45人の場合）
- ・放課後子ども環境整備事業 改修等：700万円 備品購入等：100万円
- ・障害児受入推進事業 163.9万円

地域人づくり事業の概要

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）

【雇入れを伴うもの】

未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習 / 高齢者等を雇い入れての介護補助事業 等
（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会 / 中小企業の情報発信 / 地域の実情に応じた就職支援セミナー 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング 等
（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）

【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け） / 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング / 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣 等
（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復旧・復興対策(復興庁計上) 185(225)百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取組む被災農家等を支援

<主な内容>

被災農家等が自ら営農活動を行う場合のほか、受け入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業(雑草・雑木等の除去、深耕、整地等)、土づくり、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔 補助率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会 〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H27 概算要求額 1.85億円

取組主体

被災農家等
耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)

被災農家等が自ら営農活動を行う場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

19 農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【復旧・復興対策（復興庁計上）18（18）百万円】

対策のポイント

被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報を提供し、受入れ地域とのマッチング等の支援を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地では、津波被害や原発事故等の影響により避難生活を余儀なくされている被災農家等においては、未だに当該地域で営農を再開することが困難な状況が継続しています。
- ・こうした状況を踏まえ、やむを得ず移転せざるを得ない被災農家等に対し、避難先など他地域での営農再開による生活再建のための受入れ可能な農山漁村地域の情報提供等、きめ細かな支援が必要となっています。

政策目標

本事業を活用して避難先から移転した農家の離農率が平成28年度まで全国平均以下であること

<主な内容>

○被災農家等に対する農山漁村地域の受入れ情報の提供等

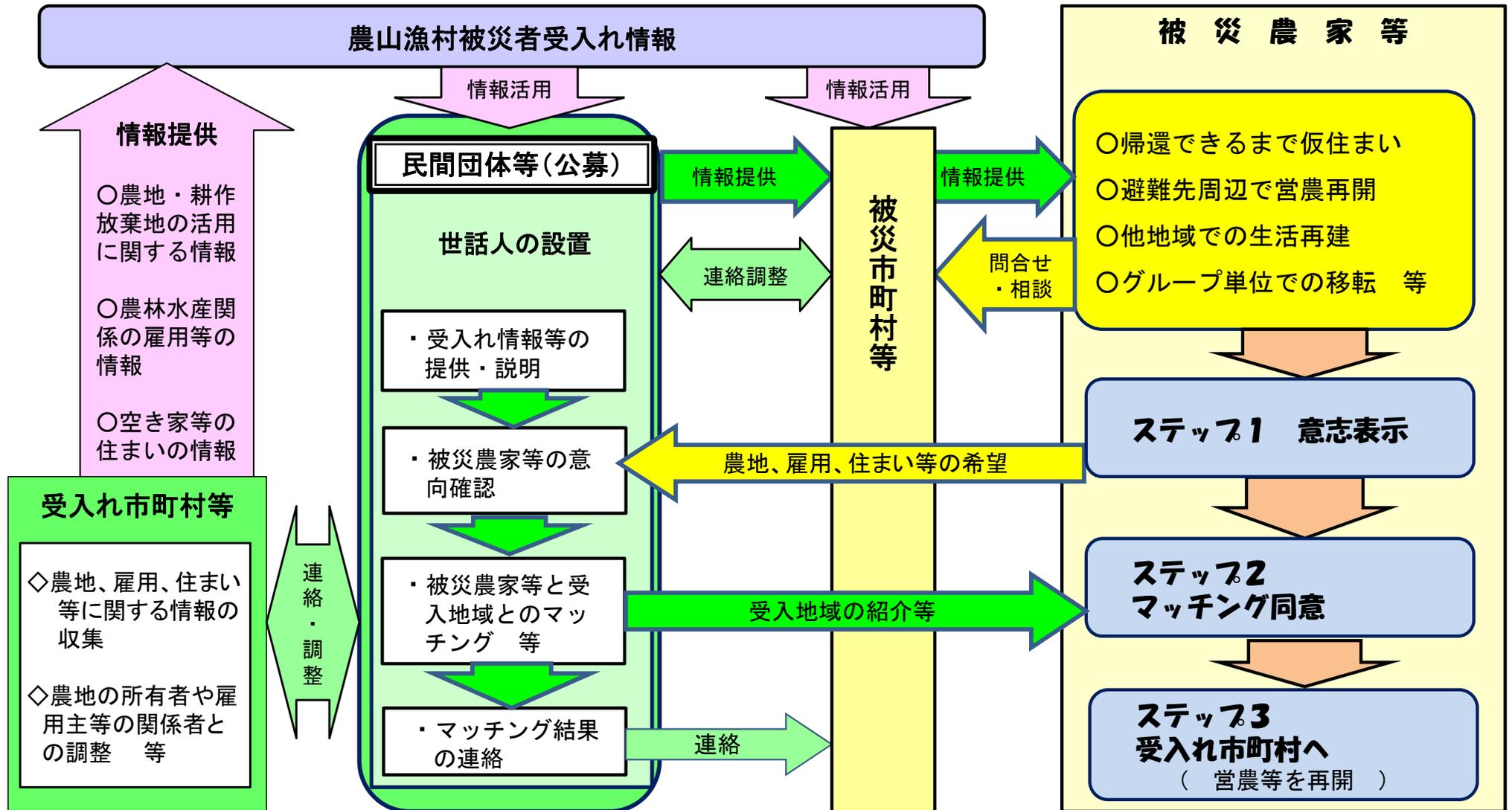
東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、やむを得ず移転せざるを得ない被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細かな支援を引き続き実施します。

農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18（18）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課(03-6744-2498)]

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○被災地からやむを得ず他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、農地、雇用、住まい等に関する「農山漁村被災者受入れ情報」を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等のきめ細かな支援を実施。



海岸防災林再生等復興支援事業（継続）

【平成27年度概算要求額（復旧・復興対策）83,077（83,077）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やNPO、企業等が参画する仕組みづくりを支援します。

< 背景 >

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林 140 kmの復旧・再生

< 内容 >

- ・地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。
- ・地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援します。

< 補助率 >

定 額

< 事業実施主体 >

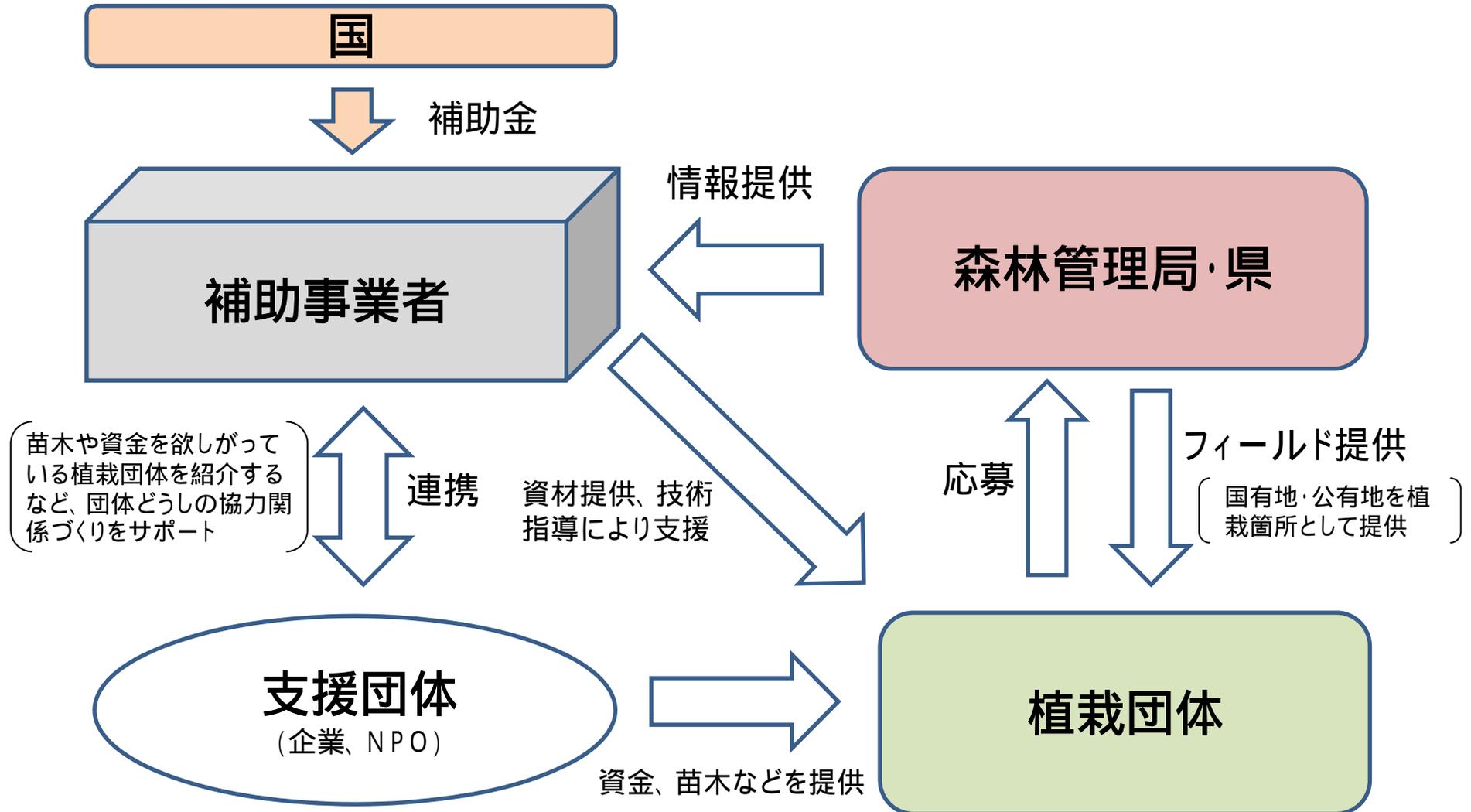
民間団体

< 事業実施期間 >

平成25年度～29年度

[担当課：林野庁森林利用課]

海岸防災林再生等復興支援事業による民間参画支援の仕組み(イメージ)



平成27年度森林整備事業 予算概算要求について

概算要求額：1,501億円（1,197億円）

森林吸収源の確保

森林吸収量3.5%（90年度比）を目指す。
COP19で2020年度における3.8%（05年度比）削減目標を表明。森林吸収源については、2.8%以上を担う必要。

「経済財政運営と改革の基本方針」

（平成26年6月閣議決定）

・地球温暖化対策として、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」と同等以上の取組の推進を図るとともに、再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、気候変動の影響に対する適応策、森林吸収源対策等に取り組む。

森林資源の循環利用の推進

人工林資源が本格的に利用期を迎える。森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2014

（平成26年6月閣議決定）

豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を進める。

・施業集約化を進めること等により、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築する。

「経済財政運営と改革の基本方針」

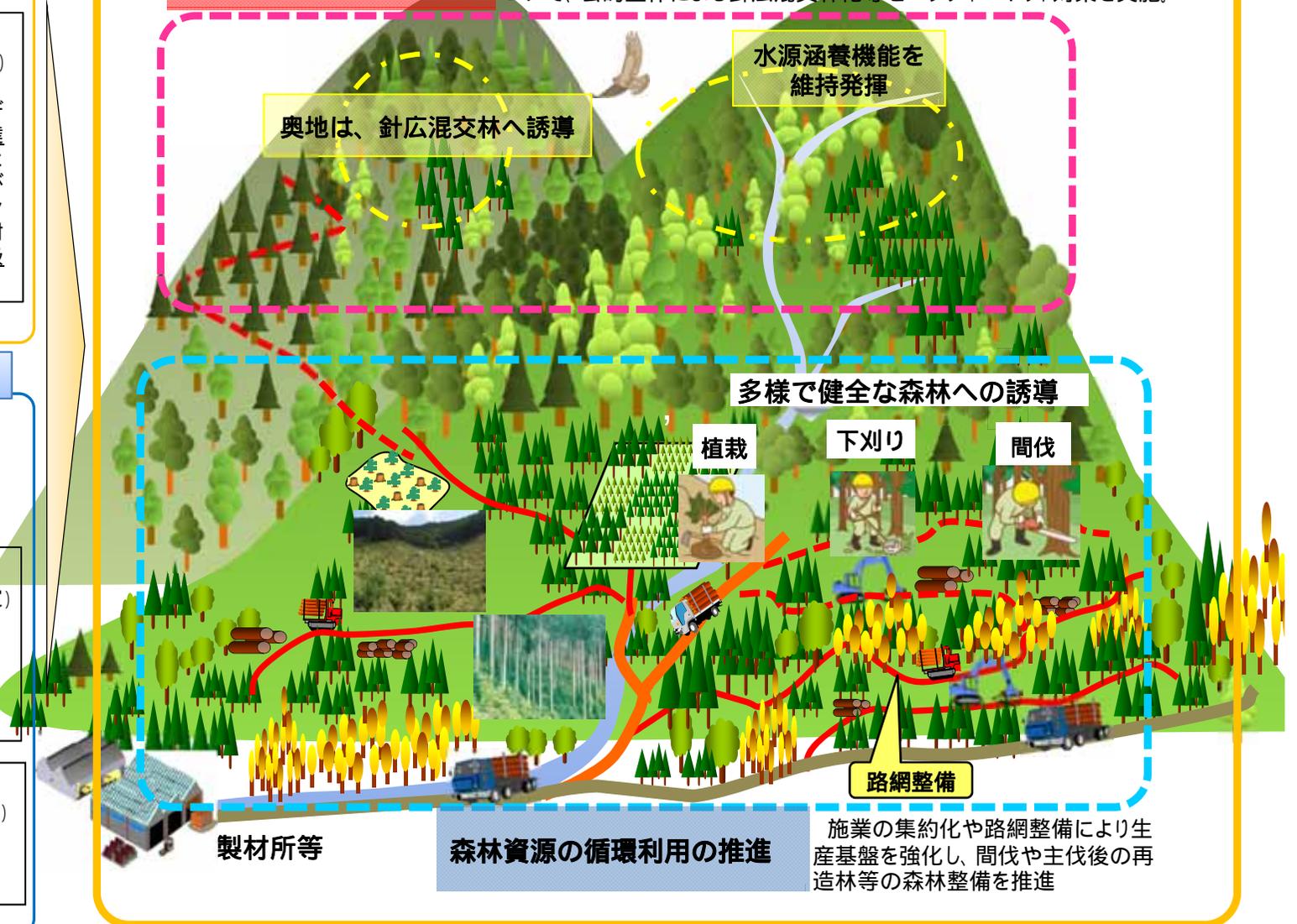
（平成26年6月閣議決定）

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

条件不利地域等における 公的森林整備等を実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等であって、森林の多面的機能を発揮させる観点から施業が必要な森林について、公的主体による針広混交林化等セーフティーネット対策を実施。



施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進

森林整備事業（復旧・復興対策）

平成27年度予算要求 58億円（内訳：補助31.2億円、直轄26.8億円）

事業目的：東日本大震災の被災地域において、森林の公益的機能を持続的に発揮する「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐等を推進。また、事業の実施を通じて、森林の健全化が図られることにより放射性物質を含む土壌の流亡を抑制するとともに、森林・林業・木材産業を自立した地域の基幹産業として再生。

事業概要：汚染状況重点調査地域等において、**間伐等**やこれと一体となった**路網の開設等の基盤づくり**を実施。

対象地域
岩手県、宮城県、福島県の汚染状況重点調査地域等

補助対象

- ・ 間伐等の森林施業とこれと一体的となった森林作業道の開設等
- ・ 林業専用道等の開設 等

補助率等
3/10、45/100、10/10等

資金の流れ

国 県
国 県
森林組合、森林所有者等
国 (独)森林総合研究所(水源林造成事業)
国 (直轄事業：国有林)



農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

水産基盤整備

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



森林・山村多面的機能発揮対策 【平成27年度予算概算要求額 3,000(3,000)百万円】

背景 森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、地域住民と森林との関わりが希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業 地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。 〔・補助率：定額(1/2相当) ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円〕

〔事業の内容〕

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

〔交付金〕

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援

森林のマッチング

森林整備実施の合意がとれた森林を活動組織に紹介

安全研修等の実施

活動組織が必要とする安全研修等を実施

資機材貸与

活動組織が必要とする資機材の貸し出しを実施

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
(38万円/ha)

森林資源利用タイプ



広葉樹を薪として利用
(16万円/ha)

森林空間利用タイプ



森林環境教育の実践
(5万円/回：年度内の上限12回)

森林機能強化タイプ



路網の補修・機能強化等
(1千円/m)

機材及び資材の整備：森林空間利用タイプをのぞく上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備(1/2以内)

水産多面的機能発揮対策（継続）

1 趣 旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村に関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

2 事業内容

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

ア 事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ 対象とする活動項目

漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための、以下の項目について支援。

① 国民の生命・財産の保全： 国境監視、海難救助等

② 地球環境保全： 藻場・干潟等の維持・保全、海洋汚染対策、漂流漂着物処理、漁場環境保全のための植樹等

③ 漁村文化の継承： 教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化等の伝承機会の提供

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

3 事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕

地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成27年度

5 平成27年度概算要求額（前年度予算額）

〔水産多面的機能発揮対策事業〕

3,500,000千円（3,500,000千円）

3,400,000千円（3,400,000千円）

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕

100,000千円（100,000千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

水産多面的機能発揮対策【継続】

平成27年度予算概算要求額
3,500(3,500)百万円

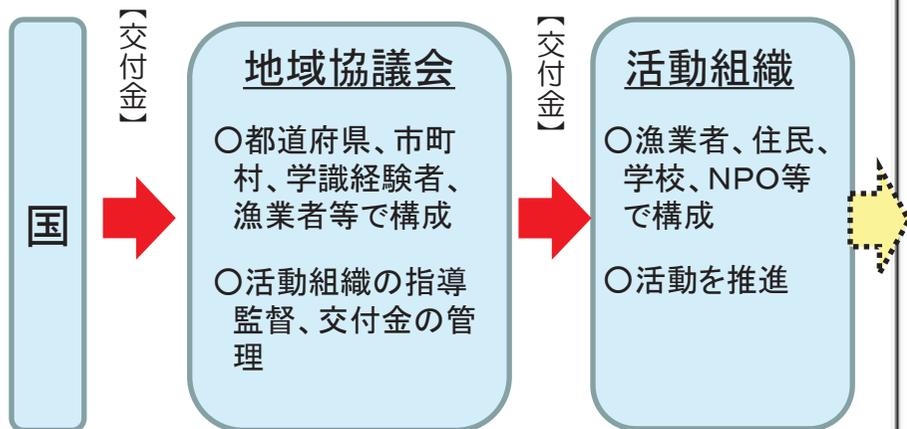
背景

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要。

事業内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援。

【事業の仕組】



【主な活動項目】

国民の生命・財産の保全



海難救助



国境監視

地球環境保全



漂流漂着物処理



藻場の保全

漁村文化の継承



食文化等の伝承機会の提供



教育と啓発の場の提供

全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

相乗効果

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業

背景・目的

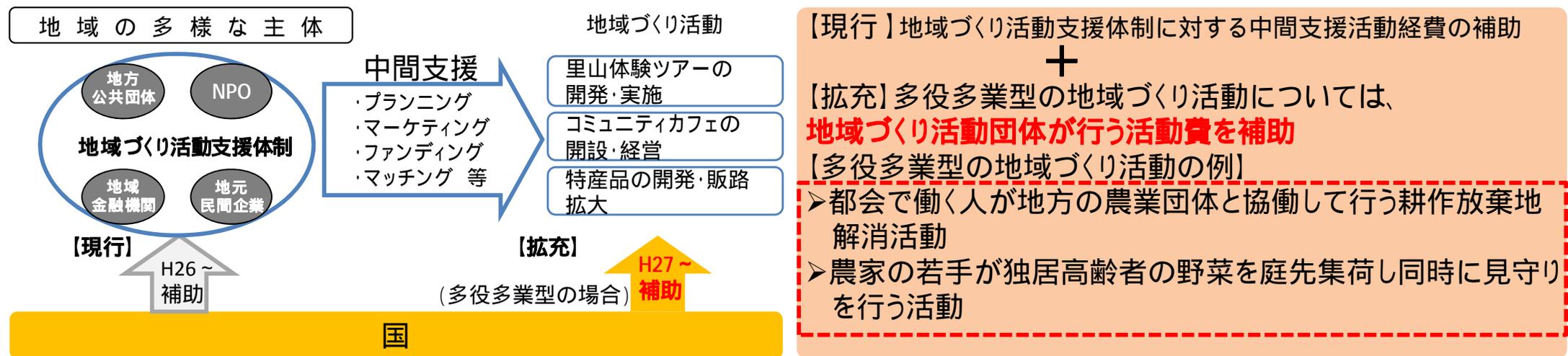
地域の発意を活かし、魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済の好循環を図ることが重要であるが、他方で地方部では人口減少により担い手不足という問題を抱えている。地域の活性化や課題解決にはNPO、ソーシャルビジネス等の育成や新たな担い手の活用を図っていくことが重要である。

そこで、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発等を目的として、**多様な主体による事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)等を生み育てる仕組みの構築等を支援する。**

実施内容

- ・新たな公の持続的な活動モデルとして、民間主導のソーシャル・ビジネス等の新たな地域の担い手・雇用づくりに組織的に取り組む中間支援活動を支援。
- ・また、喫緊の課題である人口減少下の地域の担い手確保策として、1人多役・多業化を促進する観点から、モデル的な多役・多業型の地域づくり活動についても支援。

多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業(拡充)



また、各地域づくり活動支援体制の活動を促進するための**全国ネットワークの運営検討**を行う。

効果

地方における地域資源を活かした多様な主体による**新たな地域ビジネス等が創出**されるとともに、**人口減少下の新たな担い手の活用**が進み、地域の活性化・課題解決が図られる。

生物多様性保全推進支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



- ・国内希少野生動植物種 **89種**
(2020年までに新たに300種を指定)
- ・絶滅危惧種 **3,597種**

外来生物対策



アライグマの
分布拡大



- ・全国に蔓延する多様な外来種
特定外来生物 **112種**
(交雑種やオオバナミズキンバイなどを新たに追加)

重要地域の保全・再生



- ・全国各地に存在する生物多様性保全上重要な地域
- ・地域の自然的・社会的条件に応じた保全・再生の取組が必要

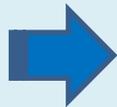
■ 全てを国が直接対応することは困難

■ 地域の主体的な取組が不可欠

地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の支援

交付金
(国費1/2以内)

国



地域生物多様性協議会

地方公共団体の他、
地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される



事業内容

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動
(下記①～③のいずれか1つ以上に該当するもの)

- ①国内希少野生動植物種等対策
種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策
- ②特定外来生物防除対策
外来生物法に基づく特定外来生物の対策
- ③重要生物多様性保護地域保全再生
自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生



全国各地で地域の自立した活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成27年度予算要求額83百万円（平成26年度予算額82百万円）

背景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。（「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日））

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。



効果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

選定された14事業

No.	採択団体	地域	採択事業
1	公益財団法人 公害地域再生センター	全国	公害資料館の連携－参加型学習で被害者・企業・行政・地域をつなぐ－
2	ラムサールセンター	全国	地域活性化に向けた「ESD・KODOMOラムサール」推進事業
3	特定非営利活動法人 炭鉱の記憶推進事業団	北海道	黒い都市から”みどりの大地”へ ～そらちインダストリアルネイチャープロジェクト
4	一般財団法人 北海道国際交流センター	北海道	大沼ラムサール条約湿地の活用の協働取組
5	一般財団法人 白神山地財団	東北	白神山地BUNAプロジェクトによる自然資本経済圏の構築
6	一般社団法人 若狭高浜観光協会	中部	ブルーフラッグ認証取得活動を通じた海岸維持管理体制の再構築
7	特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会	中部	リユースびんを活用した循環型社会を構築する「めぐる」プロジェクト
8	特定非営利活動法人 プロジェクト保津川	近畿	川と海つながり共創プロジェクト
9	公益財団法人 水島地域環境再生財団	中国	世界一の環境学習のまち、みずしま 実現にむけた協働加速化推進事業
10	特定非営利活動法人 瀬戸内里海振興会	中国	広島県尾道市百島長における「里海活性化促進事業」
11	うどんまるごと循環コンソーシアム	四国	うどんまるごと循環プロジェクト2014
12	特定非営利活動法人 土佐の森・救援隊	四国	地域住民主体による「木質バイオマス利用＋地域林業＋地域通貨システム構築」地域材と地域経済の循環システム構築事業
13	特定非営利活動法人 グリーンシティ福岡	九州	九州自然歩道活用促進事業
14	一般社団法人 小浜温泉エネルギー	九州	小浜温泉地域における温泉資源を活用した低炭素まちづくりと持続可能な観光地域づくりへ向けた協働取組事業

- 注) ・「No.」は地域順、受付順に付した。
 ・「採択団体」公募の申請者名を記載しており、実際には協働に伴う他の主体も含まれることとなります。
 ・「地域」は、事業の実施される地域を記載した。
 ・「採択事業」の名称は、公募時のものを記載しており、今後専門家によるアドバイス等により事業の内容を含め変更となることがあります。